

平成31・32年度小樽市競争入札参加資格審査申請の主な変更事項について

平成31・32年度小樽市競争入札参加資格審査申請では、平成30年4月の国土交通省通達により、「一般競争入札方式の実施について」及び「一般競争入札方式の拡大について」が一部改正されたため、資本関係又は人的関係がある複数の者の同一入札への参加制限対象となる役員要件を一部変更しました。また、道路除雪等業務の登録要件、解体工事の取扱い及び物品購入等の取扱品目分類表について一部変更がありましたので、内容を確認の上、申請してください。

○資本・人的関係のある業者の同一入札参加の制限対象となる役員要件の変更について (変更前)

- ・資本関係
 - ①子会社等と親会社等の関係にある場合
 - ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ・人的関係
 - ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(会社の一方が更生会社又は民事再生手続き中の会社である場合を除く。)
 - ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③協同組合等とその構成員の場合



(変更後)

- ・資本関係
変更なし
- ・人的関係
 - ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(会社の一方が更生会社又は民事再生手続き中の会社である場合を除く。)
 - (1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 社外取締役
 - ニ 定款の定めにより業務を執行しないこととされている取締役
 - (2) 指名委員等設置会社の執行役
 - (3) 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）の社員（定款の定めにより業務を執行しないこととされている社員）
 - (4) 組合の理事
 - (5) その他業務を執行する者であって、(1) から (4) までに掲げる者に準ずる者
 - ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ④協同組合等とその構成員の場合

○道路除雪等業務の登録要件の変更について

(変更前)

以下の3つの要件を全て満たしていること

- I 除雪機械を保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること
地域総合除雪に必要な除雪機械（※1）のうち、いずれかを1台以上保有（リースについては買い取りを前提としたリースに限る）していること

※1）地域総合除雪に必要な除雪機械とは、モーターグレーダ（ブレード巾3.7m以上）、タイヤショベル（プラウ・バケット標準山積容量1.2 m³以上）、小型ロータリ（搭乗式40～130ps）、大型ロータリ（搭乗式200ps級以上）、ブルドーザ（16t）、バックホウ（ホイール型0.2～0.45 m³又はクローラ型0.6 m³級以上）、砂散布装置付トラック（専用車含む。ホッパ容量1.5 m³以上、トラックは4 t以上）のこと

- II 除雪業務を履行する能力があること

次の全ての事項を満たしていることが必要

- ・審査基準日から過去5年間、毎年、除排雪業務の実績があること
- ・資本金の額が300万円以上であること
- ・除雪機械を運転するために必要な免許を所持し、5年以上の除排雪業務の運転実績があり、次の要件を全て満たす者が1人以上いること

(1) 5年以内に「除雪機械技術講習会」（一般社団法人日本建設機械施工協会北海道支部主催の講習会）を修了していること

(2) 「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」規程に基づく講習の受講が必要な除雪機械を運転する者は同講習を修了していること

- III 施工及び工程管理や成果品等の資料作成能力があること

次のうちいずれかを満たす人員が1人以上いること

- ・2級以上の建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士のうちいずれかの資格を取得している者
- ・業務計画書、写真帳、業務日報及び執行管理簿を作成する能力がある者



(変更後)

以下の2つの要件を全て満たしていること

- I 変更なし

- II 除雪業務を履行する能力があること

次の全ての事項を満たしていることが必要

- ・審査基準日から過去5年間、毎年、除排雪業務の実績があること
- ・資本金の額が300万円以上であること
- ・除雪機械を運転するために必要な免許を所持し、5年以上の除排雪業務の運転実績があり、次の要件を全て満たす者が1人以上いること

(1) 5年以内に「除雪機械技術講習会」（一般社団法人日本建設機械施工協会北海道支部主催の講習会）を修了していること

(2) 「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」規程に基づく講習の受講が必要な除雪機械を運転する者は同講習を修了していること

- ・2級以上の建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士のうちいずれかの資格を取得している者が1人以上いること

○解体工事の経過措置終了について

平成28年6月に建設業法が改正され、「とび・土工・コンクリート工事」から「解体工事」が独立したため、経過措置として平成31年5月末までは「とび・土工・コンクリート工事」の許可業者についても「解体工事」を請け負うことができます。

小樽市発注の解体工事について、平成31年5月末までは、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」及び「解体工事」のいずれかの工種で競争入札参加資格者登録し、経過措置が終了する平成31年6月以降は、「とび・土工・コンクリート工事」を除くこととします。

区分	建設業許可の種類	
	変更前（平成31年5月まで）	変更後（平成31年6月から）
建築物の解体	①建築一式工事 ②とび・土工・コンクリート工事 ③解体工事	① <u>建築一式工事</u> ② <u>解体工事</u>
土木工作物の解体	①土木一式工事 ②とび・土工・コンクリート工事 ③解体工事	① <u>土木一式工事</u> ② <u>解体工事</u>

○物品購入等の取扱品目分類表のうち中分類の一部名称変更について

物品購入等の様式13の取扱品目分類表のうち中分類「1304企画設計等業務委託」の名称につきましては、「1304企画・調査等業務委託」に変更いたします。

（変更前） 1304企画設計等業務委託

（変更後） 1304企画・調査等業務委託

※申請用紙等については、ホームページから入手してください。

（問合せ先）

小樽市財政部契約管財課

電話 32-4111 内線237・239